

2025 年 4 月 5 日

横浜歴史研究会

会員発表会資料

石田三成研究② 古文書から探る三成像

金子 ユカリ

1 はじめに

大河ドラマや小説に登場する石田三成は、最近でこそ悪役一辺倒ではなくなってきたものの、江戸期から長い間、悪人とされてきたことが多かったため、悪いイメージが定着してしまっている感が否めない。それは、江戸幕府編纂の歴史書『徳川実紀』に「讒諂面諛（ざんとうめんゆ）の奸臣」（※1）として記されていることをはじめ、各書物による酷評が影響していると考えられる。

現在、三成に関する研究が進み、三成悪人説は徳川史観や勧善懲悪を好む国民性が影響している可能性が大きいとされる。歴史は勝者によって作られるといわれるように、三成像も勝者の徳川側によって、故意に作られてしまった可能性が否定できない。

そこで、真の三成像に迫る研究として、今回は「石田三成村掟」（三成が佐和山城主として領内の村々に発した掟書）や、2021年に発見された三成自筆の書状（※2）を中心として、領民との関係性を探るとともに、現代にまで伝わる言い伝えや地元で愛される三成像について発表をしたところである。

今回は、前回の発表をさらに掘り下げて、「石田三成村掟」に書かれている「目安」制度や他の古文書から、新しい三成像に迫ることとする。

※1 人を誹謗中傷することで主君に取り入り、面前でこびへつらう邪な心をもった家臣（金子訳）

※2 細川忠興が記した書物の裏に貼られていた三成自筆の書状。秀吉から受け取った金の使いみちについて、「自分たちは恵まれているのだから、金をため込むのではなく周りに配るよう」にと忠興に説いている内容だとされる。

2 古文書から探る意義

（1）信憑性が高い

後世に編纂されたもの（二次史料）ではなく、当時、書かれたもの（一次史料）の方が信憑性が高い。

（2）歴史研究の幅が広がる

現状、古文書を読める人は意外と少ない。

【1 対 200 問題】

東京女子大学 高橋修氏『くずし字読解入門』（YouTube, 2018 年）によると、

くずし字がさわりでも読める人は、5千人(国文学者 中野三敏氏による推計)しかない。それに対し、日本における英検1級合格者は100万人もいる。

現在、解読されていない膨大な古文書が存在するが、真の価値が分からないまま、大量に破棄されてしまう危険性がある。まさに日本文化の危機といえる。

⇒この話を聞いて思ったことは・・・

ピンチをチャンスに！ 古文書を勉強すれば、世紀の大発見につながるかも？

とまでは、いなくても、歴史の真実に迫るために、当時、書かれた古文書を読んで、歴史の息吹を感じたい……。古文書を読めたら奥深い歴史研究ができるかも。

3 古文書①「石田三也書状」 ～三成の呼び名が決定した古文書～

三成の呼び名は、かつては不明だった。『甲子夜話(かっしやわ)』(※3)や『名将言行録(げんこうろく)』(※4)などの書物には、<かづしげ>のふりがながあり、また、<かづなり>や<みつしげ>と呼ぶ説もあった。

「三也」の署名がある自筆の文書(※5)が発見されたことにより、<みつなり>という呼び名に統一された。

※3 江戸時代後期に書かれた随筆。 ※4 幕末から明治初期に書かれた人物列伝。

※5 「石田三也書状」2通。1通は天正11年(1583)1月23日付けで淡路の地侍広田蔵丞(くらのじょう)に宛てた書状。もう1通は、天正11年(1583)3月13日付けで近江国浅井郡尊勝寺の子院・称名寺に宛てた書状(「称名寺文書」)。いずれも、賤ヶ岳合戦前に秀吉の側近として活躍する内容となっている。なお、<三也>から<三成>への改名は、天正11年4月の賤ヶ岳合戦直後とされる。

4 古文書②「石田三成村掟」 ～「直訴」できる権利を定めた？～

三成は、文禄5年(1596)3月1日付けで佐和山領内の各村宛てに掟書(十三ヶ条及び九ヶ条からなる掟書)を発している。(詳細は前回<2023.12.4>の発表資料参照)

【三成が発した掟書の特徴】

- ・仮名が多く使用されている。(百姓が理解しやすいようにと工夫している)
- ・百姓の権利と義務を明確化している。
- ・百姓が「目安」(訴状)によって訴える権利を保証している。(【史料1】)

【史料1】「坂田郡之内しやうほだい院村掟条々」第11条

一、何事によらず百姓めいわく仕儀あらばそうしやなしにめやすをもつてにわそせう可仕候、如此申とてすちなき事申あげ候は、きうめいのうへけつく其身くせ事たるへく候間下にてよくせんさく候て可申上候事

(『新修 彦根市史 第五巻 史料編 古代・中世』2001年)

(意識) ①

何であろうと百姓が迷惑することがあれば、奏者（＝取次者）なしに目安で訴えることができる。ただし、筋が通らないことを申し出た場合は、糾明の上、結局は処罰することになるのでよく詮索して訴えること。

(意識) ②

何であろうと百姓が迷惑することがあれば、用捨（容赦）なく目安で訴えることができる。（以下同）

【注目ポイント】

意識①では、奏者という取次役を経ないで直接訴える（直訴する）ことができる権利を定めている。当時としては画期的な政策であり、百姓の権利を保護する三成の民主的な考え方をよく表しているといえる。

しかし、意識②では、直接訴える（直訴する）権利を定めているものではない。ただし、いずれにせよ、目安（訴状）による権利を定めていることは変わらない。

なお、様々な文献を調べた結果、＜奏者なしに＞と訳している研究者の方が多かった。小和田哲男氏もその一人である。氏は、この条文を「目安箱の制度そのもの」だと述べ、三成は、江戸幕府八代将軍徳川吉宗による享保の改革の「目安箱」より前に、その制度を取り入れていたとし、三成の政治手腕を高く評価している。

5 古文書③「某言上状案」 ～三成宛てに出された目安（訴状）・直訴状？～

上記4の掟書に定められているとおり「筋（目）」があり「百姓迷惑」（ここでは農作業に従事する者だけでなく広く民を指すものととらえる）なことから、三成に訴えた目安だと思われる書状がある（金子論）。出された年月日及び差出人は不詳であるが、内容は佐和山城普請に関する普請役の免除を桶大工が願い出ているものであるため、三成の掟書が出された文禄五年（1596）頃だと推察する。

【史料2】某言上状案

乍恐謹言上

一、今度佐和山御普請付て在々御奉行被下、御改被成候、然ハ我等式義は前々方桶大工仕付て今迄もくろかやハ御免被成候、其筋目を申上候、日記ニも其通書付御理申上候、御奉行御掟ニハ、後家・やもめ・しよく人、用ニ不立除、残り公事人・家数何ほとゝ御せんさく被成、則其通ニ公事人・家迄を書付御座候間、我等式儀も其分と存じ候へハ、思外百姓ふミ入しちを取申事迷惑存、如此申上

候、

一、桶大工ニ御座候へハ、はや 三成さま桶御用とて御仕事も申上候、向後ハ御用次第ニ可罷越候間、くろかや役ハ御免候て被下候様ニ御理申上度候、さりとて今迄不仕義ニ御座候間、迷惑申事

一、はや代々国役ハ不仕候、なつかさま御代官被成刻も御理申上候へハ、被聞召分御免居之儀ニ御座候間、当佐和山御普請も公事人ニ被仰付、我等式桶仕事之儀、如先々被仰付被下候様ニ御申忝可

(河路佐満太氏所蔵文書、東京大学史料編纂所影写本。『新修 彦根市史 第五巻 史料編 古代・中世』2001 年)

(内容) <金子意識>

・第一条

佐和山城の普請を三成が命じたことについて、桶大工は今までくろかや役(※6)を免除されており、「三成の掟」では、後家・やもめ・職人は用に立たないため除き、残りを公事人(夫役)とし、家数を調べて書きつけられたので、桶大工も除かれていると思っていたところ、普請を命じられたので、それを迷惑として訴えるというものである。

なお、「三成の掟」とは、上記4で紹介した「石田三成村掟」のうち、家臣の領地宛てにだされた「九ヶ条の掟書」を指す。そこでは、家数に基づき夫役<労役>を定めている。このことから、差出人である桶大工は家臣領の村に住んでいたことがわかる。

・第二条

桶大工は三成の桶御用としてすでに仕えており、今後も御用の度にうかがうので、くろかや役は免除してほしいとし、今までも仕らずにいたので迷惑だということを訴えている。

・第三条

代々、国役(くにやく)は仕らずにいて、長束(正家)が代官をしていたときも申し上げて免除していただいたので、佐和山城普請についても、公事人に申し付けていただき、桶大工の仕事を先々も仰せつけられますようにと願い出ている。

このことから、この村はかつて蔵入地(領主の直轄領)であり、長束正家が代官を務めていたことがわかる。桶大工はその時にも、同様の訴えをしたということであるが、それは代官宛てに出されたものであり、領主に対する直訴ではない。

それに対し、この書状は、三成に対する直訴状だった可能性があるのではないだろうか、と考える。

(※6) くろかや役については不詳。国役の一種かと思われる。

【三成宛ての目安・直訴状の可能性】（金子論）

- ・「九ヶ条の掟書」では、家臣が規定以上の夫役を要求することを厳禁としていることから、佐和山城普請については、三成による命令だったことがわかる。よって、この目安の宛先は家臣宛てではなく三成宛てということになる。
- ・さらに、掟書では、「奏者」なしで訴える権利が保障されているので、この目安は、三成宛てに出された直訴状（写し）の可能性があるのではないか、と考える。

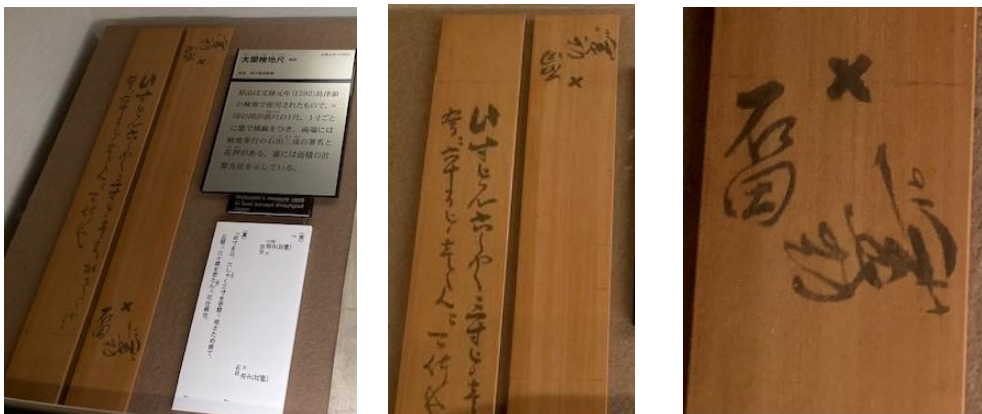
なお、この目安に対する三成の回答は、史料がないため、不明である。

しかし、領民が掟書の内容を理解し、それによって直訴を行った可能性があると考えることの意義は大きいといえる。そこに、三成が構築しようとしていた領民との関係性を見出すことができるからである。領民が読みやすいように仮名を多く使用した掟書が、領民にきちんと届き、領主に物怖じせず訴え出ようとする機運を生んだとも考えられる。

直目安制は、まさに、三成の政治思想を反映した政策だととらえることができるのではないだろうか。

6 古文書④「太閤検地尺」 ～実態は「三成尺」～

太閤検地の基準尺（基準となる物差し）として、唯一、現存しているのが、三成が島津領の検地を行った際に作成したとされる尺である。鹿児島市の尚古集成館に重要文化財として展示されている（写真は、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館にある複製）。



尺の表面には、石田三成の署名と花押、「×」印が両端に記されている。両端の「×」と「×」の間が1尺（30.3cm）を表し、その間に1寸（3.03 cm）ごとに横線を引き、目盛りとしている。

また、尺の裏面には、面積の計算方法が記されている。

【史料3】検地尺裏面

此寸を以、六しゃく三寸を壺間ニ相定候而、五間ニ六十間を壺たんニ可仕候也

(意識)

この基準尺にそった六尺三寸（1.9メートル）を一間とし、五間に六十間を一反とする。

太閤検地を行うにあたり、地方によって異なっていた長さを統一するために作成された物差しがこの尺であり、これによって、1寸、1尺の長さが統一された。

なお、三成の尺以外にも、「治部少升」(じぶしょうます)と呼ばれる三成が定めた枡が、江戸時代になっても湖北地方の村では使用されていたことが確認されている。

三成の署名・花押入りの尺や三成の呼び名（官職）が冠された枡からは、太閤検地などの施策を三成が主導して推進していたこと、また、それらが大切に保管されていたことから、三成が地元で敬われ慕われていたことを示しているのではないだろうか、と思われる。

また、小和田哲男氏は、「(江戸時代の)幕藩体制につながる、太閤検地・石高制を実際に推進したのが、三成だったわけで、極論すれば、幕藩体制は、三成が準備したというか、お膳だてをしたとあってよい」とし、さらにもう一つ注目すべきこととして「江戸時代の幕藩体制のベースとなる村落における五人組の先駆が、三成の近江支配の段階にみられるという点である。江戸時代の村における百姓たちの連帯責任制と相互監視のシステムを、三成はすでに近江の自分の領地で実践していたことは特筆されるべきではなかろうか」と述べている。

7 古文書⑤「忍城の水攻めに関する書状」 ～三成は水攻めに反対していた～

三成のマイナスイメージの一つとなっていると思われるものに、「忍城の水攻め」が挙げられる。

「忍城の水攻め」についての概要を、古文書とは対極にあると思われる AI に質問をしたところ、以下の回答があったので紹介する。

忍城（おしじょう）の水攻めは、1590年の豊臣秀吉による小田原征伐の一環として行われた戦いの一つです。この戦いでは、石田三成が総大将を務め、忍城を攻略するために「水攻め」という戦術が採用されました。

忍城は、現在の埼玉県行田市に位置し、自然の堀として機能する川や沼地に囲まれた難攻不落の城でした。石田三成は、周囲の水脈を利用して堤防を築き、城を水没させることで攻略を試みしました。この堤防は「石田堤」と呼ばれ、全長約14キロメートルにも及ぶ大規模なものでした。

しかし、突貫工事で築かれた堤防は大雨によって決壊し、水攻めは失敗に終わりました。その後も豊臣軍は総攻撃を仕掛けましたが、忍城を陥落させることはできませんでした。最終的に、忍城は自ら開城する形で戦いが終結しました。

この戦いは、忍城の堅牢さと守備の巧妙さを示すエピソードとして知られています。また、2012年には映画「のぼうの城」としても描かれ、多くの人々にその歴史が伝えられています。

「石田堤」の長さについて、AIは14kmとしているが、実際は、最短0.8kmから最長28kmと言われ、人によって見解が異なる（自然堤防や既存の堤をどこまで利用したかの見方が異なるため）。大正期に現地踏査した清水雪翁氏は、「新規に作った堤が6km程度、既存の堤を補修したのが22km程度」と評価しており、全長を28kmとする説が有力である。その長さは、備中高松城水攻めの約10倍にあたるともいわれている。

なお、現在も「石田堤」の一部が現存している。写真左は、石田堤史跡公園付近にある約300mの堤。右は丸墓山古墳（三成が陣を置いた場所）のふもとにわずかながら残されているものである。



また、よく言われる「三成の戦下手」について、AIに質問した結果は以下のとおり。

石田三成が「戦下手」と評されることがあるのは事実ですが、その評価には議論の余地があります。

三成は主に内政や兵站（へいたん）での能力が高く評価されており、戦国時代の豊臣政権を支える重要な役割を果たしました。しかし、実際に戦場で指揮を執る経験は少なく、忍城の水攻めや関ヶ原の戦いなど、彼が指揮を執った戦いで敗北したことが「戦下手」というイメージを強めた要因とされています。

ただし、忍城の水攻めに関しては、三成自身が水攻めに反対していたという説もあります。また、関ヶ原の戦いでは、劣勢の中でも奮戦し、家臣たちの活躍が光った場面もありました。これらを考慮すると、三成が「戦下手」と一概に断じるのは難しいかもしれません。

歴史の評価は時代や視点によって変わるものです。三成の功績や失敗をどう見るかは、あなた自身の視点次第かもしれませんね。どう思いますか？

あまりにも的を射ていたため、さらに、「三成自身が水攻めに反対していたという説」

について、質問した結果が以下のとおり。

石田三成が忍城の水攻めに反対していたという説は、彼の直筆の書状に基づいています。この書状には、「水攻めではなく、城方へ先に攻め寄せるべき」との文言が記されており、三成が水攻めに積極的ではなかったことが示されています。

また、この水攻めの戦術は、三成が現地で指揮を執る前に既に決定されていた可能性があり、彼自身は地形的な困難を理由に反対していたとも言われています。さらに、主君である豊臣秀吉が水攻めを好む戦術を採用していたため、三成はその指示に従わざるを得なかったという背景もあります。

この説は、三成が単なる「戦下手」として評価されるのではなく、状況に応じた判断をしていた可能性を示唆するものです。歴史の解釈は多様であり、こうした視点から三成の評価を再考する余地があるかもしれませんね。どう思われますか？

ここまで、回答されると、もう、何も言うことはないのですが・・・。気を取り直して、三成が忍城の水攻めに反対していたとされる古文書を紹介します。

【史料 4】浅野長吉宛書状

以上

昨日河瀬吉左衛門尉進之候処、御懇之返事、口上被仰含候段、令得心候、忍之城之儀、以御手筋大方相済ニ付而、先手之者可引取之由蒙仰候、則其分ニ申付候、然処諸勢水攻之用意候て、押寄儀も無之、御理ニまかせ有之事候、城内御手筋へ御理、半人数を出候ハ、遅々たるべく候哉、但人数を出候共、御詫言之筋目ハ、其かまい有之間敷候ハ、先可押詰候哉、御報待入候、猶口上申含候、恐々謹言、

石田少

三成（花押）

六月十三日

浅弾（浅野長吉）様

木常（木村一）様

御陣所

（天正 18 年（1590）6 月 13 日、浅野長吉宛書状 浅野家文書 大日本古文書所収）

（意識）

昨日、家臣に丁寧な口上をいただきました。忍城のことは、思惑通り順調に進んでいる (①) ので、先発の者は引き取りたいとのご指示でしたので、そのとおりにしました。

しかしながら、城攻めの諸将は水攻めと決めてかかっている (②) ので、全く攻め寄せる気がありません (③)。城内から半分の人数が投降してくるよう城方へ働きかけているとのこと (④) ですが、そんなやり方では遅すぎるのではありませんか (⑤)。

もう、城方の託言などにかまうべき時ではありません。まず攻め寄せるべきです
(⑥)。ご指示お待ちしております。

この書状は、三成が忍城到着直後に上司である浅野長吉宛に出したものであり、文面からは、次のことがわかる。

- ・三成が着く前から、三成の意思とは関係なく、忍城を水攻めにする作戦はすでに決められていた。(①②)
- ・三成は、味方に戦う気がなく消極的であることを嘆いている。(③)
- ・三成が着く前から、すでに敵方に投降するよう、他の者の意思により呼び掛けが行われていた。(④)
- ・三成は、上司に反対意見を述べ、より積極的な城攻めを主張している。(⑤⑥)

忍城攻めに関する三成の書状は、この一通しか残されていないため、詳細は不明である。しかし、秀吉の書状は数多く残されており、その中からは、三成が水攻めを行うことへの疑問を秀吉にぶつけ、その回答と思われるものがある。その内容は、水攻め処置に関する細やかな指示であり、別奉行は送らない、忍城は三成に任せるといったものである。

多くの研究者が指摘するように、忍城の水攻めは、秀吉による政治的パフォーマンスであった可能性が高く、三成は立地や効率性の面から反対意見を述べながらも、従わざるを得なかったというのが真実ではないだろうか。

これらを合わせ考えると、三成を戦下手と評することは、歴史の真実から目をそらした不当な評価であると思われる。

8 おわりに

後世に書かれ編纂されたものを二次史料と呼ぶのに対し、当時、書かれた古文書などは、一次史料と呼ばれ、史料価値が高いとされている。

三成の人物像については、徳川方から語れたものや、勸善懲惡の物語性の観点から描かれた二次史料、さらにはそれに基づく小説やドラマ、映画などによって、ゆがめられてしまった可能性が大きいと考えられる。

そこで、今回、一次史料である古文書を通して、真の三成像を探った。

三成の呼び名が<みつなり>に統一される決め手となったのは、三世の署名がある自筆の古文書(上記3古文書①)であった。それまでは呼び名が不明だったように、語られてきた人物像も正当なものではなかったのではないだろうか。

三成が発した「石田三成村掟」の特徴ともいえる「目安」(百姓が訴える権利)から

は、三成の民主的な考え方を見ることができた。古文書の解釈にもよるが「直訴」（取次者なしに直接訴える権利）を認めた、画期的な内容であるといえる（上記4 古文書②）。

三成宛てに出された目安であり直訴状（写し）の可能性もあるのではないかと考えた古文書についても、今回発表した（上記5 古文書③）。古文書の解釈は、統一されていないものや、未だに解説されていないものも多い。その中から、一字一字を読み解き、三成像に迫る研究は、まさに歴史研究の醍醐味といえる。

また、三成が検地の際に作成した「検地尺」には、署名・花押、目盛線、面積の算出方法が記されていた（上記6 古文書④）。そこからは、三成が中心となって政策を推進するとともに、奉行として実直に励んでいた三成像を想像することができる。

唯一、残されている太閤検地の検地尺や、三成が定めた「治部少升」（じぶしょうます）、さらには「石田三成村掟」（上記4 古文書②）が、後世にまで大事に保管されてきたことの意味は大きい。徳川政権下において、三成に関するものは多くが破棄されたとされる。しかし、これらは、地元で大切に保管されていたのである。

それは、三成が人々にとって大切な存在だったからではないだろうか。

最後に紹介した古文書は、三成が忍城の水攻めに反対していたと思われる書状である（上記7 古文書⑤）。この古文書からは、三成が積極的に反対意見を上司に述べ、指示を仰いでいる姿が浮かんでくる。それは、現代にも通じる、トップと部下との間で苦悩する中間管理職の姿でもある。

なお、忍城の水攻めについての概要は最新の技術である AI を利用した。AI の内容やコメントは、想像をはるかに超えるものであり、利用価値は高い。

しかしながら、古文書の一文字一文字から歴史的背景を探ることで見えてくるもの、感じるもの、それによって味わうことのできる楽しみに勝るものはないと思われる。古文書を通じて三成像を研究する意義はそこにあると感じる。

以 上

【主要参考文献】

- ・ 太田浩司『近江が生んだ知将 石田三成』（サンライズ出版、2009年）
- ・ 中村俊一郎『石田三成からの手紙 12の書状に見るその生き方』（サンライズ出版、2015年）
- ・ 『没後四百年特別展覧会 石田三成一秀吉を支えた知の参謀―』（長浜城歴史博物館、1999年）
- ・ 『新修 彦根市史 第一巻 通史編 古代・中世』（2007年）